

平成 27 年 7 月 12 日

山口県ミニバスケットボール連盟

理事長 福田正則

1 部出場チームの「4 校枠」の取り扱いについて(通達)

平成 24 年 3 月 28 日付の日本ミニバスケットボール連盟(以下、日本ミニ連盟)から通達「全国ミニバスケットボール大会出場における 1 チームを構成する児童在籍小学校の学校数の制限について」が公表され、この制限が作られた経緯やねらい、そしてこの制度の成果や課題が示されています。

標記大会出場に関して、出場チームにおいては 1 チーム児童在籍小学校の校数を原則 4 校までとする。それ以上の校数については原則認めることはできない。しかし、日本ミニ連盟のねらいである「普及・育成」の観点に照らし合わせて、逸脱するものでなければ、本連盟と各都道府県連盟と合議の上、特例を認めることができるものとする。

と記載されています。

これを受けまして、中国ミニバスケットボール連盟(以下、中国ミニ連盟)で検討した結果、平成 24 年度については「4 校枠」を堅持して特例を認めないことにしました。

平成 25 年度において、他県から特例承認の申し出があり、中国ミニ連盟、及び日本ミニ連盟が承認した事例がありました。

このような動向を踏まえ、平成 26 年度から山口県ミニバスケットボール連盟(以下、県ミニ連盟)は、特例承認の申請につきましては、下記のとおりとします。

周知しますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1. 内容

- 1) チーム代表者は、地区委員長に特例の承認を申請する(書式は問わない)。
- 2) 地区委員会で審議・議決する。
- 3) 地区委員会で承認された場合は、地区委員長は常任理事会に上申する。
- 4) 常任理事会で審議・議決する。
- 5) 常任理事会で承認された場合は、理事長は中国ミニ連盟理事会に上申する。